



学童保育 Q & A



令和 8 年 9 月
海南市子育て推進課

Q 1 : 学童保育とは？	1
Q 2 : 利用の申込みは？	1
Q 3 : 申込みに必要な書類は？	1
Q 4 : 申請書類はどこでもらえますか？	1
Q 5 : 電子申請はできますか？	1
Q 6 : 求職活動中でも申込みできますか？	1
Q 7 : 自宅で内職をしている場合でも申込みできますか？	1
Q 8 : 自営業の場合でも申込みできますか？	1
Q 9 : 一度入室すれば、進級しても申込みは不要ですか？	1
Q 10 : 祖父母と同居しています。利用できますか？	2
Q 11 : 産休予定で申請できますか？	2
Q 12 : 育休中でも申請できますか？	2
Q 13 : 産休が終わった後、育休中でも利用できますか？	
Q 14 : 就労で申請後、妊娠が判明し、育休中を取得する場合は、 学童保育を利用できますか？	2
Q 15 : 新 1 年生の場合、入学式前の 4 月の春休みは利用できますか？	2
Q 16 : 新 1 年生で「長期休みのみ利用」で申込みましたが、入学式後から給食が 始まるまでの間（給食を食べずに下校する間）は利用できますか？	3
Q 17 : 「長期休みのみ利用」の場合、長期休み前後の短縮授業の期間は 利用できますか？	3
Q 18 : 利用期間等を変更したい場合の手続きは？	3
Q 19 : 転職して勤務先が変わりました。手続きは必要ですか？	3
Q 20 : 退職し、再就職していません。引き続き利用できますか？	3
Q 21 : 市内ですが引越しました。手続きは必要ですか？	3
Q 22 : 利用を中止したい場合の手続きは？	3
Q 23 : 一度、利用を中止しました。再度利用できますか？	4
Q 24 : 預かってもらえる時間は？	4

Q 2 5 : 学童保育室のお休みは？	4
Q 2 6 : 警報発令時の対応は？	4
Q 2 7 : インフルエンザ等の感染症による学級又は学年閉鎖時の対応は？	4
Q 2 8 : 保護者の送迎は必要ですか？	4
Q 2 9 : 送迎に保護者の都合がつかない場合は？	4
Q 3 0 : 昼食は必要ですか？	5
Q 3 1 : 宿題はさせてもらえますか？	5
Q 3 2 : 塾や習い事に通わせるため、早く迎えに行くことはできますか？	5
Q 3 3 : 学童保育中の発熱やケガをした場合の対応は？	5
Q 3 4 : 保育料は？	5
Q 3 5 : 保育料に減免はありますか？	5
Q 3 6 : 減免対象世帯です。一度手続きすれば進級しても申請は不要ですか？	6
Q 3 7 : 年度途中に減免対象世帯に該当しました。いつまでに申請が必要ですか？ また、いつから減免が適用されますか？	6
Q 3 8 : 保育料の支払い方法は？	6
Q 3 9 : 保育料の引落日は？	6
Q 4 0 : 保育料が引落しできなかった場合は？	6
Q 4 1 : 引落しの口座を変更する手続きは？	6



Q 1 : 学童保育とは？

A 1 : 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を放課後等にお預かりし、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、保護者の方が安心して働けるようにするための子育て支援です。

Q 2 : 利用の申込みは？

A 2 : 毎年10月に新年度利用開始（4月入室）の募集を行う予定です。年度途中の利用申込みは、定員に余裕がある場合、随時受付いたします。利用希望月の前月15日（土曜、日曜、祝日、休日の場合は前日開庁日）までにQ3にある書類を子育て推進課まで提出してください。

Q 3 : 申込みに必要な書類は？

A 3 : 学童保育利用申請書、誓約書、就労証明書等（児童を保育することができないことを証明する書類）が必要です。なお、証明する書類等は発行から2か月以内が有効です。また、状況によりその他の書類の提出をお願いする場合があります。

Q 4 : 申請書類はどこでもらえますか？

A 4 : 子育て推進課でのお渡しや、海南市ホームページからダウンロードしていただけます。

右のQRコードを読み込んでいただくと、海南市ホームページへ移動します。

学童保育



Q 5 : 電子申請はできますか？

A 5 : 利用申請や変更等の各種手続きが、電子申請できます。

海南市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

右のQRコードを読み込んでいただくと、海南市ホームページへ移動します。

保育所(園)・認定こども園および学童保育の
電子申請(オンライン申請)



Q 6 : 求職活動中でも申込みできますか？

A 6 : 年度途中の利用申込みはできませんが、新年度利用開始（4月入室）は、求職活動中または求職活動予定でも申込みできます。3月15日（土曜、日曜、祝日、休日の場合は前日開庁日）までに「就労証明書」を提出し、4月1日までに就労を開始していることが必要です。

なお、就労先が決まっていない場合は、利用決定していても取消となります。

Q 7 : 自宅で内職をしている場合でも申込みできますか？

A 7 : できません。

Q 8 : 自営業の場合でも申込みできますか？

A 8 : 申込みできます。自営業主がご自身の「就労証明書」を記入される場合、事業を行っていることが分かる書類（確定申告書Bの第一表および第二表等）の添付が必要です。

Q 9 : 一度入室すれば、進級しても申込みは不要ですか？

A 9 : 年度ごとに申込みが必要です。

Q 10 : 祖父母と同居しています。利用できますか？

A 10 : できる場合があります。同じ大字に住んでいる祖父母(65歳未満)を近隣在住とします。(ただし、重根、重根東一丁目、重根東二丁目、重根西一丁目および重根西二丁目については、海南市で学童保育が始まった後に、大字を分割したため、同じ大字として扱います。)

Q 11 : 産休予定で申請できますか？

A 11 : 出産予定日の2か月前の日が属する月の初日から、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までが産前産後期間となり、その期間の利用を申請できます。

Q 12 : 育休中でも申請できますか？

A 12 : 育児休業を理由で申請することはできません。復職(就労)を前提に学童保育の利用を申請することは可能です。ただし、復職予定日が翌月以降へ延びた場合は申請を取下げ、新たに翌月以降の利用申請をしていただくこととなります。

Q 13 : 産休が終わった後、育休中でも利用できますか？

A 13 : 産前産後を理由に学童保育を利用した方については、産前産後期間満了後、学童保育は利用できません。

Q 14 : 就労で申請後、妊娠が判明し、育休中を取得する場合は、学童保育を利用できますか？

A 14 : 令和9年度利用分から以下のとおり変更します。

育児休業を理由に利用申請はできませんが、就労で申請後、妊娠が判明し、産前産後期間を経て、育児・介護休業法等の法令に基づく育児休業を取得される場合は、当該年度に限り学童保育を利用できる場合があります。育児休業の期間を確認するため、育児休業取得証明書の提出を求めます。

ただし、出産予定日が6月までの母については、産前産後期間を理由として申請したとみなし、産前産後期間満了までの利用となります。

Q 15 : 新1年生の場合、入学式前の4月の春休みは利用できますか？

A 15 : 入学式前でも、利用決定されている場合は利用できます。

Q 1 6 : 新 1 年生で「長期休みのみ利用」で申込みましたが、入学式後から給食が始まるまでの間（給食を食べずに下校する間）は利用できますか？

A 1 6 : 給食開始前までは利用できます。

Q 1 7 : 「長期休みのみ利用」の場合、長期休み前後の短縮授業の期間は利用できますか？

A 1 7 : できません。

Q 1 8 : 利用期間等を変更したい場合の手続きは？

A 1 8 : 変更を希望する月の前月末開庁日までに、「学童保育利用変更願」を子育て推進課まで提出してください。「長期休みのみ利用」で、利用月を変更する場合は、長期休みに入る前日までに子育て推進課に提出してください。（電子申請可）

なお、「長期休みのみ利用」から「通年利用」へ変更願を提出いただいた場合でも、定員の都合上、翌月から利用できない場合もあります。

例 1 : 「通年利用」していたが、9 月から「長期休みのみ利用」に変更したい。

→ 8 月の最終開庁日までに変更願を提出してください。

例 2 : 「長期休みのみ利用」していたが、7 月 2 1 日から開始の夏休みの利用月を変更したい（7 月は利用せず、8 月のみ利用する等）

→ 7 月 2 0 日（土曜、日曜、祝日、休日の場合は前日開庁日）までに変更願を提出してください。

Q 1 9 : 転職して勤務先が変わりました。手続きは必要ですか？

A 1 9 : 必要です。「学童保育利用変更願」と転職後の就労証明書を子育て推進課まで提出してください。（電子申請可）

Q 2 0 : 退職し、再就職していません。引き続き利用できますか？

A 2 0 : 利用できません。「学童保育利用中止届出書」を子育て推進課まで提出してください。（電子申請可）

Q 2 1 : 市内ですが引越ししました。手続きは必要ですか？

A 2 1 : 必要です。「学童保育利用変更願」を子育て推進課まで提出してください。

Q 2 2 : 利用を中止したい場合の手続きは？

A 2 2 : 通年利用を中止する場合は中止する月の前月末開庁日までに、「長期休みのみ利用」を中止する場合は長期休みに入る前までの開庁日に「学童保育利用中止届出書」を子育て推進課に提出してください。（電子申請可）

なお、中止届出書を提出いただくまでは、1 日も利用がなくても学童保育料がかかります。

例：通年利用していたが6月以降の学童保育の利用を中止したい

→5月の最終開庁日までに「学童保育利用中止届出書」を子育て推進課に提出してください。6月1日以降に提出された場合、6月分の学童保育料がかかります。

Q 2 3：一度、利用を中止しました。再度利用できますか？

A 2 3：再度申請が必要です。ただし、申請書類一式を提出いただいた場合でも、定員の都合上、利用できない場合があります。

Q 2 4：預かってもらえる時間は？

A 2 4：毎週月曜日から土曜日、授業のある日は授業終了時間から午後6時まで、土曜日及び夏休み等の長期休業日は、午前8時から午後6時までです。なお、延長保育が認められた場合は、午後7時までです。

Q 2 5：学童保育室のお休みは？

A 2 5：日曜、祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）です。また、お盆休みは学童保育室により異なります。

Q 2 6：警報発令時の対応は？

A 2 6：学校に準じた対応となります。休校の場合は、学童保育室も休室となります。登校後に警報が発令された場合は、学校の指示に従い下校します。学童保育中に警報が発令された場合は、児童の安全を考え、できるだけ早く迎えに来てください。

Q 2 7：インフルエンザ等の感染症による学級又は学年閉鎖時の対応は？

A 2 7：閉鎖となった学級・学年に在籍する児童は、閉鎖決定日から解除日までの間は、感染拡大防止のため利用はできません。学校閉鎖時は学童保育室も休室となります。

Q 2 8：保護者の送迎は必要ですか？

A 2 8：授業のある日はお迎えが必要です。土曜日や長期休みなどの授業がない日は、送迎が必要です。なお、必ず児童との関係が確認できる成人されたご家族の方をお願いします。

Q 2 9：送迎に保護者の都合がつかない場合は？

A 2 9：やむを得ない事情により、家族以外の方が送迎される場合、児童の安全のため、その方に身分証明書の提示や、保護者の方に同意書・誓約書等の提出を求める場合があります。また、事前に学童保育室へ家族以外の方が送迎する旨をお伝えください。

また、ファミリーサポートセンター（有料）の利用や、**保護者の判断・責任のもと**で児童が自主登室できる制度があります。自主登室は申請し許可を受ける必要がありますので、子育て推進課へご相談ください。

Q 3 0 : 昼食は必要ですか？

A 3 0 : 授業はあるが給食のない日、土曜日、長期休み中、運動会等の代休日は、家庭からお弁当等昼食の持参をお願いしています。なお、熱湯を使用するような食材（カップラーメン等）は安全のため控えてください。

Q 3 1 : 宿題はさせてもらえますか？

A 3 1 : 宿題をする時間を取ったり、声掛けはしますが、一人ひとりきちんと見ることはできませんので、ご家庭で確認してください。

Q 3 2 : 塾や習い事に通わせるため、早く迎えに行くことはできますか？

A 3 2 : できます。学童保育利用申請書の特記事項に記入してください。

Q 3 3 : 学童保育中の発熱やケガをした場合の対応は？

A 3 3 : 擦り傷などの軽傷は指導員が応急処置しますが、病院を受診したほうが良いと判断した場合や、発熱などで体調が悪い場合は、保護者に連絡し、お迎えを待ちます。

Q 3 4 : 保育料は？

A 3 4 : 1人当たりの月額料金は次のとおりです。

通年利用	5,000 円								
長期休みのみ利用	学年始め 4 月		夏休み 7 月	夏休み 8 月		冬休み 12 月	冬休み 1 月		学年末 3 月
	2,000 円		3,000 円	5,000 円		2,000 円	2,000 円		2,000 円
延長保育 午後 6 時～	500 円／回 ただし、月額上限 2,000 円								

月の途中において利用を開始、または中止した場合でも、学童保育料は月額でかかります。

Q 3 5 : 保育料に減免はありますか？

A 3 5 : あります。次の世帯に該当する場合は、「保育料減免申請書」に必要な書類を添えて子育て推進課まで提出してください。なお、学童保育利用決定通知書が届いてから申請してください。年度ごと、新規利用ごとに申請が必要です。（電子申請可）

対象世帯	添付書類	減免額
生活保護法の規定による保護世帯	生活保護受給証明書の写し等	全額
ひとり親家庭医療費受給資格証の交付を受けている世帯	ひとり親家庭医療費受給資格証の写し	半額
同一世帯から 2 人以上の児童が学童保育を利用する世帯（兄弟姉妹減免）		2 人目以降の利用児童半額
利用児童、利用児童の父母・兄弟姉妹のいずれかが障害者手帳（身体、精神）1・2 級または療育手帳を所持する世帯	障害者手帳または療育手帳の氏名、生年月日、等級の分かる部分の写し	半額

Q 3 6 : 減免対象世帯です。一度手続きすれば進級しても申請は不要ですか？

A 3 6 : 減免の適用を受けるためには、年度ごと、新規利用ごとに申請が必要です。利用が決定してから、「保育料減免申請書」に必要な添付書類を添えて子育て推進課まで提出してください。(電子申請可)

Q 3 7 : 年度途中に減免対象世帯に該当しました。いつまでに申請が必要ですか？また、いつから減免が適用されますか？

A 3 7 : 減免の適用は申請の翌月ですので、減免対象世帯に該当しましたら、速やかに減免申請してください。(電子申請可)

例えば、9月に身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けた場合、9月中に申請いただければ、10月から減免可能です。

Q 3 8 : 保育料の支払い方法は？

A 3 8 : 口座振替による納付をお願いしています。利用決定通知とともに「預金口座振替依頼書」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、振替を依頼する金融機関に提出してください。登録に2週間程度かかりますので、登録出来次第、口座から引落としとなります。

ご利用いただける金融機関は、①紀陽銀行、②和歌山県農業協同組合、③きのくに信用金庫、④近畿労働金庫、⑤三菱UFJ銀行、⑥ゆうちょ銀行(郵便局)です。

Q 3 9 : 保育料の引落日は？

A 3 9 : 保育料の引落日は、利用月の翌月15日です。(土曜、日曜、祝日、休日の場合は翌営業日となります。)

Q 4 0 : 保育料が引落しできなかった場合は？

A 4 0 : 納付書をお送りしますので、納付書裏面に記載の金融機関等で納めてください。

Q 4 1 : 引落しの口座を変更する手続きは？

A 4 1 : 金融機関での手続きが必要です。「預金口座振替依頼書(複写式)」を記入し、振替を依頼する金融機関に提出してください。また、金融機関から受付済の「預金口座振替依頼書(海南市保管用)」(複写式の2枚目)を返却された場合は、子育て推進課に提出してください。金融機関の登録処理(2週間程度かかります)と子育て推進課での変更処理が出来次第、変更後の口座から引落としとなります。

